

# 国立大学法人群馬大学学長解任規程

平成17.12.1 制定

改正 平成26.4.1

令和2.4.1

(趣 旨)

第1条 国立大学法人群馬大学学長（以下「学長」という。）の解任の申出は、国立大学法人法第17条第4項の規定に基づき、国立大学法人群馬大学学長選考会議（以下「学長選考会議」という。）がこの規程により行う。

(解任の申出)

第2条 学長選考会議は、次の各号のいずれかに該当するときは、学長の解任の申出を文部科学大臣に行うことができる。

- (1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反があるとき。
- (3) 職務の執行が適当でないため業務の実績が悪化した場合であって、引き続き当該職務を行わせることが適当でないと認めるとき。
- (4) その他学長たるに適しないと認めるとき。

(解任審査請求)

第3条 学長選考会議は、次の各号のいずれかに該当する場合は、解任の審査を行わなければならない。

- (1) 学長選考会議委員の2分の1以上の者の連署をもって別紙様式第1号及び第2号による解任請求がなされた場合
- (2) 国立大学法人群馬大学経営協議会委員又は国立大学法人群馬大学教育研究評議会評議員の4分の3以上の者の連署をもって別紙様式第3号及び第4号による解任請求がなされた場合
- (3) 国立大学法人群馬大学教職員就業規則第3条第1項に定める教職員の2分の1以上の者の連署をもって別紙様式第5号及び第6号による解任請求がなされた場合

(解任の審査)

第4条 学長選考会議は、前条に規定する請求に基づき、当該解任理由について審査する。

- 2 学長選考会議は、前項の審査を行うに当たっては、学長に対し、当該審査の理由を記載した別紙様式第7号による説明書を交付する。
- 3 学長選考会議は、学長が前項の説明書を受領した日の翌日から起算して7日以内に請求した場合は、学長に対し、口頭又は別紙様式第8号による書面での申立ての機会を与えるものとする。

(意向聴取)

第5条 学長選考会議は、学長の解任の申出を決定するに当たり、必要に応じて解任の是非について意向聴取を実施することができる。

- 2 前項の意向聴取は、投票によるものとし、投票資格者及び方法については、国立大学法人群馬大学学長選考実施細則の規定を準用する。

(公 表)

第6条 学長選考会議は、意向聴取を実施した場合は、投票の結果について、別紙様式第9号により公表するものとする。

(解任の決議)

第7条 学長の解任の申出の議事は、国立大学法人群馬大学学長選考会議規則第6条第2項の規定にかかわらず、出席委員の4分の3以上の同意をもって決する。

2 前項の決議に際しては、第5条の規定に基づく意向聴取を行う場合は、その結果を参考とする。

(請求者への通知)

第8条 学長選考会議は、第3条による解任審査請求の代表者に対して、前条第1項の結果を別紙様式第10号により通知する。

(解任の申出及び公示)

第9条 学長選考会議は、学長の解任の申出を行うことを決議したときは、文部科学大臣に申し出るとともに、別紙様式第11号により公示する。

2 学長選考会議は、学長の解任の申出を行わないことを決議したときは、別紙様式第12号により公示する。

(雑 則)

第10条 この規程に定めるもののほか、学長の解任の申出に関し必要な事項は、学長選考会議が別に定める。

(規程の解釈)

第11条 この規程の解釈に疑義があるときは、学長選考会議がこれを決する。

附 則

この規程は、平成17年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

学長解任請求書

（元号） 年 月 日

国立大学法人群馬大学  
学長選考会議議長 殿

代表者 学長選考会議委員 印

下記の事由により、署名簿を添えて、国立大学法人群馬大学学長解任規程第3条第1号の規定により、国立大学法人群馬大学学長 〃の解任について請求します。

解任請求の事由（該当する事項にレ印を付すこと。複数可）

（国立大学法人群馬大学学長解任規程第2条各号に規定する事由）

- 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- 職務上の義務違反があるとき。
- 職務の執行が適当でないため業務の実績が悪化した場合であって、引き続き当該職務を行わせることが適当でないと認めるとき。
- その他学長たるに適しないと認めるとき。

（解任請求の事由の具体的内容について記述すること。）

（注）用紙は、日本産業規格A4縦型とする。

学長解任請求に係る署名簿

（元号） 年 月 日

職 名	氏 名	押印欄

（注）代表者は署名簿の筆頭に記載すること。

学長解任請求書

（元号） 年 月 日

国立大学法人群馬大学  
学長選考会議議長 殿

代表者 経営協議会委員 印  
（又は教育研究評議会評議員）

下記の事由により、署名簿を添えて、国立大学法人群馬大学学長解任規程第3条第2号の規定により、国立大学法人群馬大学学長 〃の解任について請求します。

解任請求の事由（該当する事項にレ印を付すこと。複数可）

（国立大学法人群馬大学学長解任規程第2条各号に規定する事由）

- 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- 職務上の義務違反があるとき。
- 職務の執行が適当でないため業務の実績が悪化した場合であって、引き続き当該職務を行わせることが適当でないと認めるとき。
- その他学長たるに適しないと認めるとき。

（解任請求の事由の具体的内容について記述すること。）

（注）用紙は、日本産業規格A4縦型とする。

別紙様式第4号（第3条関係）

学長解任請求に係る署名簿

（元号） 年 月 日

職 名	氏 名	押印欄

（注）代表者は署名簿の筆頭に記載すること。

学長解任請求書

（元号） 年 月 日

国立大学法人群馬大学  
学長選考会議議長 殿

代表者 学部等  
職 名  
氏 名 印

下記の事由により、署名簿を添えて、国立大学法人群馬大学学長解任規程第3条第3号の規定により、国立大学法人群馬大学学長 〃の解任について請求します。

解任請求の事由（該当する事項にレ印を付すこと。複数可）

（国立大学法人群馬大学学長解任規程第2条各号に規定する事由）

- 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- 職務上の義務違反があるとき。
- 職務の執行が適当でないため業務の実績が悪化した場合であって、引き続き当該職務を行わせることが適当でないとき。
- その他学長たるに適しないと認めるとき。

（解任請求の事由の具体的内容について記述すること。）

（注）用紙は、日本産業規格A4縦型とする。

学長解任請求に係る署名簿

（No.       ）

番号	学部等	職 名	氏 名	押印欄


（注） 代表者は署名簿の筆頭に記載すること。



学 長 解 任 審 査 説 明 書

1 氏 名
2 解任請求の根拠規定
国立大学法人群馬大学学長解任規程 第3条第 号
3 解任審査請求の理由
上記により学長解任審査を行うに当たり、この学長解任審査説明書を交付する。  （元号） 年 月 日  国立大学法人群馬大学学長選考会議議長 印

（注）用紙は，日本産業規格A4縦型とする。

学長解任審査請求に対する申立書

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

（解任審査請求に対する申立て）

（注）用紙は，日本産業規格 A 4 縦型とする。

学長解任意向聴取投票結果について

国立大学法人群馬大学学長解任規程第6条の規定に基づき、下記のとおり公表する。

記

- |   |        |      |   |   |               |
|---|--------|------|---|---|---------------|
| 1 | 実施年月日  | (元号) | 年 | 月 | 日             |
| 2 | 投票資格者数 |      |   | 人 |               |
| 3 | 投票者数   |      |   | 人 | (うち不在者投票者数 人) |
| 4 | 投票総数   |      |   | 票 |               |
|   |        |      |   | 票 |               |
|   |        |      |   | 票 |               |
| 5 | 得票結果   |      |   |   |               |

学長の解任が適当である旨投票した者は、有効投票数の過半数を超えた。

学長の解任が適当である旨投票した者は、有効投票数の過半数を超えなかった。

(元号) 年 月 日

国立大学法人群馬大学学長選考会議 印

（元号） 年 月 日

殿

国立大学法人群馬大学  
学長選考会議議長 印

学長解任の申出について（通知）

（元号） 年 月 日付けで請求のありました国立大学法人群馬大学長の解任について、国立大学法人群馬大学学長解任規程第8条の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1 解任の申出  行う。  行わない。

2 その理由

# 公 示

（元号） 年 月 日開催の学長選考会議において，国立大学法人群馬大学学長解任規程第7条第1項の規定により，現国立大学法人群馬大学長の解任の申出を文部科学大臣に対し行うことについて決議したので，同規程第9条第1項の規定により下記のとおり公示する。

## 記

1 職・氏名 国立大学法人群馬大学学長

2 解任理由

（元号） 年 月 日

国立大学法人群馬大学学長選考会議 印

# 公 示

（元号） 年 月 日開催の学長選考会議において，国立大学法人群馬大学学長解任規程第7条第1項の規定により，現国立大学法人群馬大学長の解任の申出を文部科学大臣に対し行わないことについて決議したので，同規程第9条第2項の規定により下記のとおり公示する。

## 記

1 職・氏名 国立大学法人群馬大学学長

2 解任しない理由

（元号） 年 月 日

国立大学法人群馬大学学長選考会議 印